

社会技術研究開発事業
平成21年度研究開発実施報告書

研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」

研究開発プロジェクト名

「被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポートシステムの構築」

研究代表者氏名：辻井正次

(浜松医科大学子どものこころの発達研究センター客員教授
／中京大学現代社会学部教授)

1. 研究開発プロジェクト名

「被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポートシステムの構築」

2. 研究開発実施の要約

生物学的脆弱性をもつ子どもが、成長過程に被害体験を経験した場合、非行・犯罪へのリスクを増大させることが明らかになってきている。しかしこうした知見を実際の少年たちの加害や再犯の予防に活用していく取り組みは十分ではない。こうした実態を改善するには、少年たちの被害を予防し、そうした少年の犯罪や再犯を予防していく仕組みが必要とされている。しかし、虐待などの被害体験を持ち、非行のリスクがある少年や、犯行に至ってしまった少年やその家族に対するわが国のサポートシステムは脆弱で、現代の子どもたちの心理状態に対する正しい理解に基づいた心理社会的なサポートプログラムは少ない。本プロジェクトでは、まず加害少年が経験した被害の影響を中核に、心理メカニズムや家族背景を、発達障害などの生来の脆弱性を有する少年を主たる対象として解明し、心理的社会的介入の効果の検証を行うことを目的とする。

本年度は、触法少年の心理メカニズムの調査を進めるとともに、実際に行われている支援に関する国内外の文献レビューや、施設への視察を行い、心理社会的サポートプログラムやアセスメント方法について検討した。特に、発達障害や知的障害のある触法少年に対する研究状況を把握し、また、触法少年の心理メカニズムに関する調査を行い、虐待などの子どもの被害体験の影響を実証的に確認できた。

また、関係機関との調整を行いながら、触法少年とその家族のための相談窓口の立ち上げに向けての準備を進めた。相談窓口開設の準備は整い、平成22年度5月よりスタートすることになっている。プロジェクトを実行するための関係機関のネットワーク構築を行うことができた。

3. 研究開発実施の具体的内容

(1) 研究開発目標

本プロジェクトの本年度の目標は以下の通りであった。

- 1) 知的障害、発達障害のある少年の犯罪予防及び、再犯予防のための心理社会的サポートプログラムの検討と、相談窓口開設に向けて、関係機関との連絡・調整を行う。
- 2) 医療機関において、発達障害児を対象に、触法につながるリスク要因の実態調査を行う。
- 3) 少年鑑別所や少年院において、触法・虞犯少年の実態調査を行う。
- 4) 保護司の組織構成を検討し、本研究に適した保護司の組織と選定し、研修プログラムの実施の実現に向けての交渉を行い、あわせて研修プログラムの内容を検討するための文献等の情報を収集する。
- 5) 実際の介入効果を検討するためのデータベース構築のための準備を行う。

(2) 実施方法・実施内容

本プロジェクトは上記1)を実施し、全体を統括する辻井グループと、2)を担当する杉山グループ、3)を担当する堀尾グループ、4)を担当する笹竹グループ、5)を担当する村上グループから成る。本年度の実施方法・実施内容は以下の通りである。

【辻井グループ】

本プロジェクトで使用する心理社会的サポートプログラムの開発に向けた参考資料として、現在までに実際に行われてきた支援に関する国内外の文献レビューを行った。3月には長崎県にある社会福祉法人コロニー雲仙や神奈川医療少年院を訪問し、触法・非行障害児者への支援の現状について視察した。

また、11月に、少年へのアセスメントに用いるヘイズ知能検査キットの日本語版作成に向けて、開発者であるヘイズ教授との交渉を行い許可を得た。1月には、相談窓口開設に向けての関係機関との連携の一環として、愛知県警少年課に本プロジェクトの説明を行った。さらに3月には制作した相談窓口のパンフレットを持参し、愛知県弁護士会子どもの権利委員会や、児童精神科等医療機関や相談機関にも同様の説明を行い、協力をお願いした。両者とも本プロジェクトについての賛同を得ている。堀尾グループと協力し、法務省関係機関と、また、笹竹グループと協力し家庭裁判所などへの協力の依頼を行った。

【杉山グループ】

医療機関を受診した高機能広汎性発達障害を持つ児童青年のうち、触法行為を犯した者とそうでない者の違いを、生育歴や家庭環境などの観点から検討し、非行発生のリスクファクターを同定する調査研究を行った。

高機能広汎性発達障害を持つ児童青年175名（男性147名、女性28名）を対象に、質問紙による調査を行った。このうち36名は、一度でも触法行為を行ったことのある者であった。

質問項目は、診断時の年齢、所属学校および学校種別、虐待経験の有無および種類、いじめ経験・多動傾向の有無、家庭状況、発育状況、初診契機、（広汎性発達障害の初期症候のスクリーニング項目の）乳幼児チェックリスト、および（現在の適応状況を示す）C-GASの得点であった。また非行群については、非行経験の有無および区分についても調査を行った。

【堀尾グループ】

非行少年の家庭・学校・地域生活等の生活環境における様々な被害体験を踏まえた上で、非行少年の心理特性と非行性の関連について注目し、非行少年の被害体験と加害性（非行性）について明らかにすることを目的に以下の調査研究を行った。

調査対象者は少年鑑別所及び少年院に入所・在院中の少年14歳から20歳の男女146人であり、調査対象者の同意を得たのち、質問紙調査を実施した。

質問項目は、(a)被害経験（犯罪被害、いじめられ経験）、虐待経験（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待）の有無、頻度についてと、(b)堀尾(2000)の「無気力尺度」（「厭世観」「失敗不安」「自信なし」の3因子構成30項目）を用いた。

これらの2つの調査を同時に実施し、さらに調査対象者の資料として、性格特性（法務省式人格目録:MJPI(法務省、1999)）、処分歴（保護観察、施設入所歴）、非行判定（鑑別判定、審判決定）の項目を加えた。なお、調査研究にあたっては個人情報保護法及び犯罪心理学学会倫理綱領に準拠している。

【笹竹グループ】

保護観察官に直接面会を求め、保護司制度の実態を把握した。保護司は保護観察所が統括するものの、保護司には内部的にさまざまな組織が存在し、どのような保護司の組織に

対して研修を行うことが適するのかをまず検討する必要があるからである。その後、地域の保護司と交流のある市役所の青少年女性課に協力を求め、保護司組織の代表との接触を試みた。また発達障害についての理解を深めるために、心身障害学部を持つ筑波大学の研究者に専門的知識の提供を求めた。

【村上グループ】

既存の定型発達の子どもの縦断研究データベースを、触法少年との比較が可能な形での比較検討が可能になるように、データベースの加工を行った。また、触法少年の今後の支援プログラムの効果検討に必要な変数についての検討と、分析手法についての検討を行った。

(3) 研究開発結果・成果

最初にそれぞれのグループの成果をまとめ、その後、本プロジェクト全体の成果のまとめを行う。

【辻井グループ】

発達障害や知的障害のある少年の犯罪予防及び、再犯予防のための心理社会的サポートプログラムの開発・検討に先駆け、国内外の論文のレビューを行い、発達障害と少年犯罪の関係、触法障害児者に対する処遇プログラムについてまとめた。また、知的障害のスクリーニングに利用できると思われるヘイズ知能検査について、開発者のヘイズ教授に使用の許可を得た後、検査の概要をまとめた。更に、プログラム開発の参考にするため、国内の施設への視察を行った。視察の詳細に関しては、(5) 研究開発実施におけるその他の活動にまとめた。

また、平成22年度から実施を行う相談窓口の開設準備に向けて、関係機関との連絡・調整を行った。以下に詳細を記述する。

1) 文献研究のまとめ

① 発達障害と少年犯罪

発達障害と少年犯罪の関連を明らかにし、発達障害のある少年の犯罪および再犯防止の方法を検討することを目的として、少年犯罪に関する国内外の論文を概観した。

その結果、非行少年は一般少年に比べて学習障害である割合が高いことや、注意欠陥多動性障害(ADHD)の子どもの後の非行や問題行動のリスクが高いことが明らかになった。また、発達障害の子どもの健常の子どものに比べて育てにくく、親子の愛着関係を築きにくいため、虐待を受けるリスクが高い。この虐待のトラウマ体験が繰り返されることで、強い恐怖による興奮や攻撃などの行動的防衛や、否認、解離、麻痺といった心理的防衛が生まれ、自己の安定が難しくなる。更に、感情を自分で調節する感情コントロールの能力が低下しやすい。このような被害体験が、少年の非行や犯罪の高いリスク要因であることは多くの国内外の論文において指摘されている事実である。

海外の論文においては、非行少年に対するアプローチとして、教育的なアプローチの有効性が指摘されている。例えば、学業不振の非行少年に対して、学業達成や学校適応を高めることで非行・再犯の数が減少すること、少年院釈放後に学校に継続的に通い続けることができた少年は、社会復帰施設に帰還しない傾向があることなどが明らかになった。つ

まり、少年非行・再犯を予防するためには、罰ではなく、教育的・支援的なアプローチを行うことが必要である。

② 国内外における触法障害児者への処遇プログラム

近年、障害と犯罪行為との関連性について社会的に大きな関心が寄せられている。マスメディアでも報道されているが、少年犯罪の加害者の中には、広汎性発達障害などの診断がつくケースも存在する。しかし、障害そのものが非行や犯罪につながるのではなく、障害児者を取り巻く環境的要因（虐待やいじめによるトラウマ体験、家族間の葛藤など）が大きなリスク要因であることが指摘されている。

障害と犯罪や非行との関連において環境的な要因が重要な役割を果たしているのであれば、障害児者への支援や介入は大きな効果をもつものと考えられる。触法障害児者が再犯に至らないようにするために、十分な支援プログラムや処遇、再教育を提供することが必要である。実際、少年院では、障害の疑いのある少年を対象に生活習慣の立て直しや学力面・運動面での指導、集団活動、対人関係能力を高めるための指導など、多様な実践がなされ始めている。そこで、触法行為や非行に至った障害児者に対してどのような支援がなされているかについて、これまでに蓄積されている研究知見を概観した。

まず、触法行為や非行に至った障害児者に対する処遇を考えるうえでは、その行動的特徴や関連する要因についての正確なアセスメントが不可欠である。これまでの研究では、怒りや攻撃性、社会的問題解決、加害関連の思考、性的加害行動に関する認知的歪みなどを測定する尺度が作成され、その信頼性や妥当性を検証する研究知見が蓄積されてきている。実際の処遇プログラムにおいては、これらの要因を改善することを目指して働きかけ、尺度によってその効果を検討することが多い。

次に、アセスメント後の処遇プログラムについてである。第一に、怒りや攻撃性の制御に焦点を当てたプログラムが有効だとされている。知的障害、ADHD、広汎性発達障害のある障害児者に対して怒りや攻撃性をコントロールする介入プログラムが有効であることは明らかになってきている。触法行為に至った障害児者に関しても、その有効性が示されている。例えばTaylor、Novaco、Gillmer、& Thorne(2002)は、触法行為を犯し措置入院している知的障害者に対して認知行動的処遇（cognitive-behavioral treatment）を行っている。処遇として、①怒りのセルフ・モニタリングと記録、②怒りの問題の分析と記述、③怒りを生じさせた挑発事象の階層の構成、④注意の転換や評価の修正による認知的再構成、⑤リラクセーションなどによる覚醒状態の低下、⑥ロール・プレイによる問題解決の訓練、⑦コーピングの実践によるストレスへの予防などを行った。その結果、処遇によって怒りや欲求不満が低下し、社交性や対人的感受性が高まったことが示された。またBurns、Bird、Leach、& Higgins(2003)は、学習障害をもつ触法者を対象に同様の認知行動的処遇プログラムを実施し、その有効性を実証している。

第二に、性的な触法行為に対する処遇についてである。これまで、知的障害児者が示す性的な不適切行動や触法行為が問題視され、その対応策が検討されてきた。性的な不適切行動や触法行為を示す知的障害児者は、劣悪な家庭環境で育っていたり、自身も性的虐待の被害者である場合も少なくないとされている。それゆえに、性に関する知識や認知面で歪みをもっていることが多く、そのことが性的な不適切行動や触法行為に影響している可能性が考えられる。そのため、適切な知識を指導したり、認知的な側面に働きかける処遇が再犯防止につながる可能性がある。実際に、いくつかの研究で、グループによって認知-

行動的な処遇が行われている。例えば、Craig & Hutchinson(2005)は、①ソーシャル・スキルと性教育、②挑戦的態度（認知的な歪み）、③不適切な覚醒の低下と適切な覚醒の向上、④犠牲者への被害の洞察、⑤セルフ・コントロールの手續きと危険な状況の回避、⑥多面的な介入を用いた性的機能障害への対処などの技法を指摘している。また、特に知的障害者への介入においては、言語的な教示よりも視覚的な情報を用いたり、単純なメッセージを頻繁に伝えるなどの工夫がなされている。また、Murphy、Powell、Guzman、& Hays (2007) は、性的な触法行為を行った知的障害者に対して、グループによる認知—行動的処遇を行なった。グループでは、性的行動について合法性や違法性、ストレスフルな状況における対処行動、不適切な性行動の被害者の気持ちなどのトピックについて話し合われた。1年間の継続的なプログラムの結果、参加者は被害者に対する共感性を高め、性行動に対する認知的な歪みが軽減したと報告されている。また、Rose、Jenkins、O'Connor、Jones、& Felce(2002)は、ロール・プレイや相互作用的なエクササイズを含むプログラムを実施したところ、被害者に対する共感性や性行動に対する態度の面での改善がみられたことを報告している。こういったグループによる処遇プログラムは、性的行為の合法性や違法性についての知識を得たり、同様の経験をした他者からサポートを得られるという点で、参加した障害者自身にとっても有益であると認知されている。

第三に、適切なスキルや知識を獲得することで問題行動に対処しようとする認知行動療法的な技法として、ソーシャルスキルトレーニング（以下、SST）の有効性も示されている。SSTは、人とのかかわり方を学び、社会的相互作用のための知識を補い、不適切な対応を改善し社会的に望ましい行動を獲得していく技法であり、近年では知的障害や自閉症、ADHDなどの発達障害児者に対する治療教育においても実施され、効果を得ている。更にSSTは、触法行為や非行を行った青年への矯正教育としても利用されている。非行や触法行為に至る背景には、適切なスキルや行動を習得できていないことが想定され、そのスキルや行動をトレーニングによって学習させることで、更生や再犯防止に役立つと考えられている。SSTは単独で用いられるというよりは、認知—行動的なプログラムなどの中にも含まれるかたちで実施されている場合が多いようである。特に海外ではこのように、いくつかの方法を組み合わせた複合的な処遇プログラムが行われている。例えばLund(1992)は、性的な触法行為を行った知的障害者16名の男性に対して、個別カウンセリング、SST、性教育、施設プログラム（トークン・エコノミー、行動契約）、行動管理プログラムからなる介入を行っている。その結果、52か月のフォローアップにおいて、ほとんどの対象者において性的に不適切な行動が減少し、また60%以上の対象者についてより制限の弱い施設への移行が行われていた。触法行為に至る背景には、様々な要因が複雑に影響し合っているために、単一の側面に対する働きかけだけではなく、いくつかの異なる処遇方法を組み合わせることがより効果を高めるものと考えられる。

以上のように、触法障害児者に対する処遇プログラムとして、怒りの制御やSSTなどの技法を用いたプログラムが実施されており、その効果についても複数の研究で実証されている。特に海外では、様々な観点からプログラムの実施とその効果研究が行われている。一方で、日本においては、海外で実施されている処遇プログラムや介入技法が十分に適用されていないのが現状であると思われる。今後、再犯防止という目的のもとに、本稿で概観したような処遇プログラムを日本において広く実践していくことが課題となる。

また、処遇プログラムを考案、実施する際の注意点として、障害児者の障害特性にも十分な注意を払うことが重要である。また、SSTなどのような行動や知識に介入するアプロー

ちだけでなく、彼らの内面世界に注目することも必要であると指摘する研究もある。例えばADHD児の非行については、抑うつ傾向や強い劣等感、否定的な自己イメージなどが非行の発生に強く影響しているという指摘もあり、適切な行動や知識の習得を目指すだけでなく、心理面でのケアやサポートを併せて実施することで、触法行為や非行の再犯防止に対してより大きな効果を期待できるともと思われる。

③ ヘイズ知能検査の作成の準備

近年になり、刑事事件の被害者や加害者に、知的障害の有無を診断することの重要性が強調されるようになった(Murphy & Clare, 1998)。

ヘイズ知能検査 (Hayes Ability Screening Index : 以下HASIと略記) は、13歳から成人までの知的障害の疑いのある者をスクリーニングするためにオーストラリアで開発された診断ツールである(Hayes, 2000)。HASIは、心理や発達 of 専門家でなくても、短時間の練習で実施することが可能である。実施時間も平均5~10分と短い。検査内容は、単語テストとパズル、時計描画テストの3つの課題によって構成されている。

海外の先行研究から、HASIを知的障害のスクリーニングツールとして使用することによって、刑事司法機関の関係者が最低限の訓練で、被害者や加害者に対する知的障害のスクリーニングを正確に行うことができ、知的障害のある触法少年に対する必要な支援プログラムの適用を可能にし、再犯予防につながると考えられる。

2) 相談窓口の開設準備

発達障害少年の被害・加害予防のプログラムを開発、実施を目指し、その第一歩として、本プロジェクトでは、触法行為に至った知的障害・発達障害少年に対する相談窓口を開設する。本年度は、相談窓口開設に向けて、相談の流れのシステムを整え、相談窓口の案内となるパンフレットを作成した。また、関係機関との連携の一環として、愛知県警少年課や愛知県弁護士会の有志の方々に本プロジェクトの説明を行い、パンフレットを配布した。

相談の流れ等は以下の表の通りである (パンフレットに同様の記載あり)。

相談の流れ	1. 相談受付 ①直接申込み ②紹介申込み (警察、弁護士、弁護士などからの紹介) 指定の申込みメールアドレスに相談を申し込む 相談実施の説明や日程の打合せに関しては相談窓口側から連絡
	2. アセスメントと相談 (ヘイズ知能検査等を使用予定)
	3. プログラムの実施 相談内容をもとに個々に応じた心理社会的支援プログラムを実施

対象者	一般的な触法少年 知的障害や発達障害をもつ触法少年とその家族 犯罪被害・暴力被害を受けた少年とその家族 ※ 継続的な相談が必要であるため、保護者や家族とともに来談可能な方のみ
-----	--

【杉山グループ】

医療機関を受診した広汎性発達障害のある児童青年に対して、非行発生のリスクファクターを同定することを目的に実施した調査研究の結果のまとめを以下に報告する。

調査対象者175名（男性147名、女性28名）のうち36名は一度でも触法行為を行ったことのある者（非行群）で、残りの139名は、触法行為を行ったことがない者（コントロール群）である。

1) 非行群の特徴

①各種非行の経験の有無

最も経験人数が多かったのは、窃盗であり、半数以上が経験していた。次に多かったのは性非行と家出で、20%以上が経験していた。恐喝や迷惑行為は少なく、5%程度であった。

②非行頻度

非行頻度についてみると、「数回繰り返したが今のところ再犯なし」が17名（47.2%）、「再犯を繰り返している」が同数の17名（47.2%）であり、それぞれ半数近くを占めていた。「単発（今のところ再犯なし）」は少なく、2名（5.6%）であった。

③初発非行年齢と最終非行年齢

初発非行年齢は5歳から21歳まで分布しているが、最も多かったは6歳であり、約20%を占めていた。その他はそれほど際立った特徴はみられなかったが小学校の入学前後と、中学校時にやや多い傾向にあるといえる。初発非行年齢の平均値（*SD*）は11.42（4.45）歳であった。初発非行年齢と非行頻度の相関係数（スピアマンの順位相関係数）は、 $\rho = 0.023$ であり、両者には関連がほとんどないことが明らかになった。最終非行年齢は6歳から24歳まで分布しているが、最も多かったのは16歳であり、約20%を占めていた。その他はそれほど際立った特徴はみられなかったが小学校高学年時から中学校時にやや多い傾向にある。最終非行年齢の平均値（*SD*）は14.31（4.39）歳であった。最終非行年齢と非行頻度の相関係数（スピアマンの順位相関係数）は、 $\rho = 0.22$ と正の関係を示すものの、値が小さく有意とはならなかった。

2) 非行群とコントロール群の比較

①診断時年齢および各尺度得点の平均値の比較

診断時年齢および各尺度得点の平均値について、非行群とコントロール群の比較を行った。その結果、診断時年齢およびC-GAS得点において0.1%水準で有意差がみられた。このことから、非行群の方がコントロール群よりも有意に診断を受けた年齢が高く、C-GAS得点が高いことが明らかになった。また、乳幼児チェックリストにおいても、5%水準で有意

差がみられ、コントロール群の方が非行群よりも有意に値が高かった。

②所属学校および学校種別の比較

所属学校（小学校、中学校、高校、専門学校、大学・短大、一般就労、福祉就労）および学校種別（不明、普通学校、特別支援学級、特別支援学校、通級、定時制、中退、常勤、パートタイム）について群間の比較を行ったところ、両方において有意差がみられた。どの部分に差が見られたかを明らかにするために残差分析を行ったところ、所属学校においては、福祉就労において非行群が多いことが明らかになった（ $p<.05$ ）。学校種別においては、通級、中退および不明において非行群が有意に多く、普通学校においてコントロール群が有意に少ないことが明らかになった（いずれも $p<.05$ ）。

③虐待経験、いじめ経験、家庭状況および発育状況の比較

虐待経験およびいじめ経験について、群間の比較を行った。その結果、まず、虐待経験において、0.1%水準で有意差がみられ、非行群の方がコントロール群よりも、虐待経験のある者が有意に多いことが明らかになった。虐待の種類については、非行群では4種類全てにおいて経験した者が存在した。一方、コントロール群ではネグレクト、身体的虐待および心理的虐待を経験した者がいるものの、性的虐待を経験した者はいなかった。検定の結果、4種類の虐待において、いずれも非行群の方がコントロール群よりも有意に経験人数が多いことが明らかになった。特に心理的虐待において差が顕著であった。これらから、虐待経験が非行に結びつく可能性が示唆された。

いじめにおいては、群間に有意差がみられず、非常に多くの広汎性発達障害の子どもが、非行があろうがなかろうがいじめを受けていることが明らかになった。いじめられた経験があることは直接的に非行に結びつかないことを示唆している。家庭状況について比較を行った結果、家族状況、親の結婚状況、DVの有無において有意差がみられた。家族状況と親の結婚状況についてはどの部分に差がみられるかを検討するために残差分析を行ったところ、家族状況において崩壊家庭（家族の多問題・多忙・親うつなどの精神疾患）と非崩壊家庭（家族の問題あり）が非行群に多く、一般家庭がコントロール群に多かった（いずれも $p<.05$ ）。親の結婚状況においては、シングルペアレントが非行群に有意に多く、両親ありがコントロール群に有意に多かった（それぞれ $p<.05$ ）。DVでは、非行群が有意に多かった。これらから、非行群は、好ましくない家庭状況の中で過ごしており、それが非行に結び付いている可能性を示唆している。

母親のうつ傾向や、母親のPDD傾向および母以外の家族のPDD傾向については両群で有意な差が認められず、これらの要因は非行とは無関係であることが示唆された。

発育状況について、本人の身体疾患、本人の精神疾患併発および多動傾向について、群間の比較を行ったところ、すべてにおいて群間に有意な差が認められなかった。すなわち、これらの発育状況におけるリスクを抱えていても、それが直接的に非行に結びつくわけではないことを示唆している。

3) 各変数による非行の予測

非行の有無を従属変数とするロジスティック回帰分析を行った。まず、独立変数として投入する変数のうち、虐待についての変数に以下の処理を行った。

虐待の変数は、虐待の有無と、4種類の虐待の有無についてそれぞれ、ネグレクトの有無、

性的虐待の有無、身体的虐待の有無、心理的虐待の有無の5つがある。これら5つは、非行群とコントロール群の人数比の比較において、いずれも有意に非行群の経験人数が多いことが明らかになった。ただし、ケースによっては複数の虐待経験をもつ場合があり、それを単純に虐待の有無として評価することには無理がある。そこで、4種類の虐待経験の有無を加算した虐待経験（多重）という変数を作成した。虐待経験（多重）は、0から4までの範囲をとる順序尺度とみなすことができ、得点が高いほど重篤な虐待経験を持つことを意味する。虐待経験（多重）と群ごとの人数を表1に示した。コントロール群でほとんどが0（いずれの虐待経験もなし）であるのに対し、非行群では、複数種の虐待経験を持つものが存在した。以下の分析では、虐待経験（多重）を独立変数に組み込む。

表1 群・虐待経験（多重）ごとの人数

	非行群	コントロール群	合計
4種類の虐待経験の合計			
0	16	121	137
1	5	17	22
2	12	1	13
3	1	0	1
4	2	0	2
合計	36	139	175

ロジスティック回帰分析の独立変数には、以下の変数を投入した。すなわち、カテゴリー変数として、家族形態、親の結婚状態、DVの有無、母親のうつ傾向の有無、母親のPDD傾向の有無、母以外の家族のPDD傾向の有無、多動傾向の有無、いじめ経験の有無、虐待経験（多重）を投入し、量的変数として、診断年齢、IQ、乳幼児チェックリスト得点、C-GAS得点を投入した。変数の投入方法は、変数増加法（尤度比）を選択した。

分析の結果、虐待経験（多重）、診断年齢およびC-GAS得点が有効な変数として選択された（表2）。これら3変数による説明力を意味するNagelkerke R²は.58と十分な値を示した。また、正分類パーセントも91.3%と比較的高い値を示した。したがって、これら3変数によって非行の有無をある程度予測可能であるといえる。

表2 非行経験の有無を目標変数としたロジスティック回帰分析の結果

	B	SE	Wald (df=1)	OR	ORの95%信頼区間	
					下限	上限
虐待経験(多重) ¹	1.56	0.65	5.79 *	4.76	1.34	16.99
診断年齢	0.14	0.06	4.43 *	1.15	1.01	1.30
CGAS	-0.11	0.03	12.64 ***	0.89	0.84	0.95

* $p < .05$, *** $p < .001$

正分類パーセント=91.3%

¹4種類の虐待の有無について加算した合成変数。0から4の範囲をとり、順序尺度とみなす。

得点が高いほど複数の虐待を経験していることを意味する。

3つの変数の中で最も影響力が強かったのは虐待経験（多重）であり、複数種の虐待経験が重なるほど非行のリスクが高まることを意味している。診断年齢とC-GAS得点は同程度の影響力を持っており、診断年齢が高く診断が遅れているほど、また、C-GAS得点が低く適応状況が悪いほど、非行のリスクが高まることを意味している。

以上の分析から、複数種の虐待経験を重ねていること、診断時の年齢が高く、診断が遅れていること、C-GAS得点に現される適応状況の問題などが、非行のリスクファクターとして仮定できることを示唆している。また、これらの背後には、いずれもリスクファクターを顕在化させ、問題を増大させてしまうような家庭状況の問題も存在する可能性があることを示唆している。

【堀尾グループ】

少年鑑別所や少年院などの触法・虞犯少年の実態把握を目的に実施した調査研究の結果を以下に報告する。

1) データ整理

調査対象者146人のうち、男子137人に対して女子9人だったため、女子のデータを除外して男子のみを分析した。相関係数は男子137人について算出し、共分散構造分析については無回答などのデータ欠損値を除いた125人の結果を分析した。

2) 相関係数と共分散構造分析

被害経験（犯罪被害、いじめられ体験）、虐待経験（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待）、性格特性（MJPI）、無気力尺度（「厭世観」「失敗不安」「自信なし」）、処歴（保護観察、施設入所歴）、非行判定（鑑別判定、審判決定）の各尺度の相関係数を検討した。

次に、共分散構造分析を行い、モデルを図1に示した。

家庭における虐待経験と心理特性の関係は顕著には表れなかったが、犯罪被害やいじめ被害（家庭外被害経験）は非行少年の心理特性と非行性との関係にいずれも有意な結果を示した。今後、虐待経験との関係については、データ数をさらに増やして、再度検討する必要があると考えている。

3) まとめ：加害少年における加害と被害の関連性について

今回の調査では、非行少年を対象に犯罪被害およびいじめなどの被害体験と家族からの虐待体験を調べた。非行少年の場合、このような被害を高い割合で経験していることはすでに明らかになっており、しかも今回の調査結果からは、犯罪被害やいじめに遭っているほど心理特性に影響を与え、非行性が高くなるという結果が得られた。また、被害体験後に自信をなくし厭世観や失敗不安が高まって無力感を感じるほど、非行性が高くなっていることなどが明らかになった。

このように、多くの非行少年は自らが非行に走る前に様々な被害体験を受けており、それが無力感を形成して非行につながっている構図が示された。被害体験が新たな加害行為の再生につながっていることを鑑みると、非行防止の観点からは、このような被害体験を未然に防ぐことと、被害体験を受けた後にも無力感からの回復やその援助の手立てを探っていくことが極めて重要である。

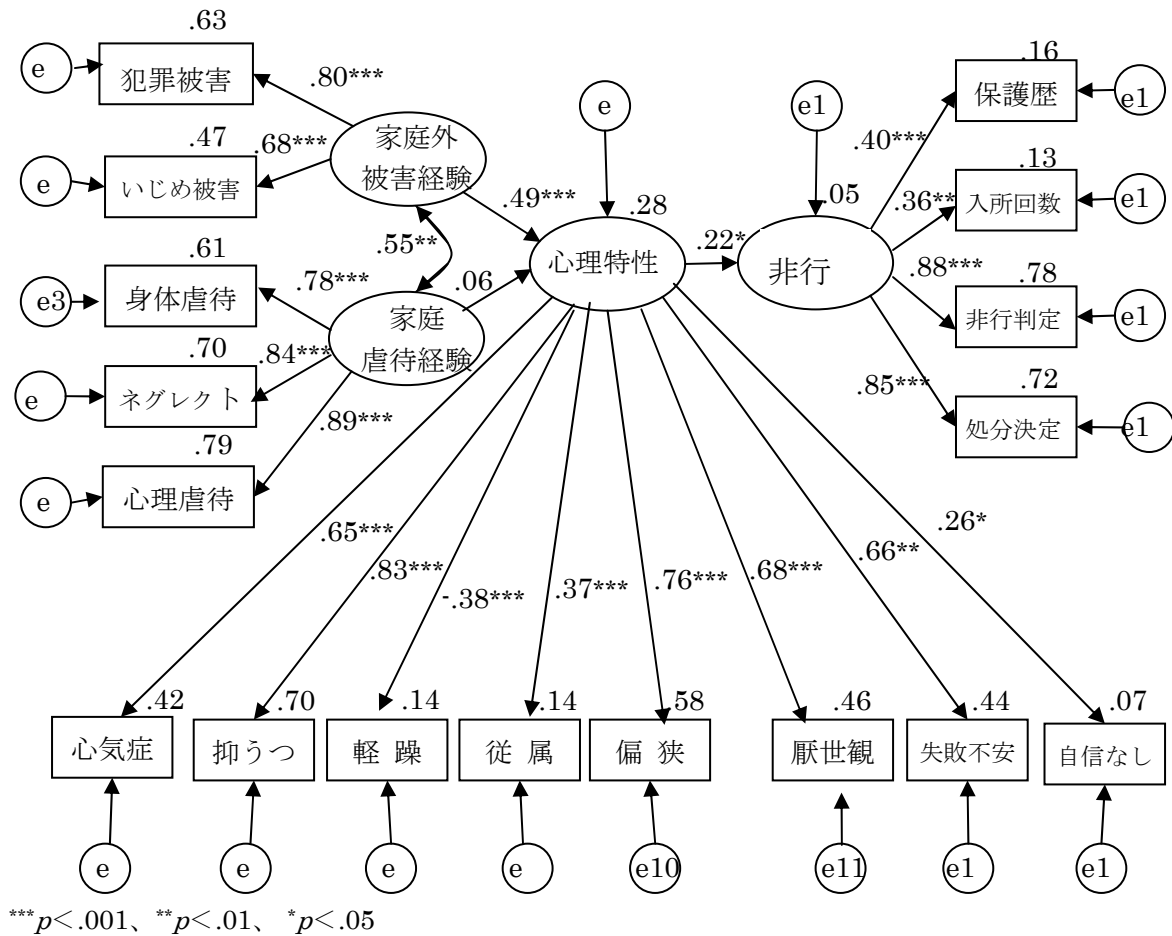


図1 共分散構造分析のモデル図

【笹竹グループ】

保護観察官の協力もあり、保護司との交渉が順調に行われ、保護司に対する研究プログラムの実施が実現できる見通しが立ったところである。また非行少年に関与する団体として、更生保護婦人会という組織があり、研修意欲が高く、研修プログラムの実施が可能であることが明らかとなった。また研修プログラムの開発に向けて順調に文献収集や専門家からの情報提供が行われている。

【村上グループ】

既存の定型発達の子どもの縦断研究データベースを、触法少年との比較が可能な形での比較検討が可能になるように、データベースの加工を行った。また、触法少年の今後の支援プログラムの効果検討に必要な変数についての検討と、分析手法についての検討を行った。

【まとめと今後の活動】

当初のプロジェクトの計画からは若干の遅れはあるものの、平成22年度からの実質的な

相談活動や支援プログラム開発、地域の実務者への研修活動などの基本的な準備を行うことができた。従来、枠組みがないサポート・ネットワークの構築のため、一定の準備期間を要したが、プロジェクトの実質的な展開が行える準備を行うことができた。

今後、プロジェクトの中核である、触法少年の被害体験の影響の検討と、再犯予防に効果のある支援プログラムの開発と、そうしたプログラムを保護司などの関係者に活用できるようにするための研修を進めていく。平成22年度からは、2回程度の関係者や市民を対象としたシンポジウムなどを企画し、成果を社会一般に理解しやすいよう、進めていく予定である。

(4) 開催したワークショップ、シンポジウム、会議等の活動

年月日	名称	場所	概要
2010年1月	愛知県警少年課との意見交換	愛知県警本部	本プロジェクトの説明と、相談窓口開設のお知らせ
2010年3月	愛知県弁護士会との意見交換	愛知県弁護士会	本プロジェクト説明と、相談対象者紹介のご依頼

(5) 研究開発実施におけるその他の活動

本プロジェクトの中核である相談窓口での心理社会的サポートプログラムの作成・実践に向けて、国内において触法・非行を行った障害児者への支援や取組みを実施している、2か所の施設を見学・視察した。以下に、日程や両施設での触法障害児者への支援の現状について心理学的見地からの考察のまとめを付記する。両施設についての詳細な視察論文については別紙を参照されたい。

- 1) 社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）各施設（平成22年3月3～5日）
- 2) 神奈川医療少年院（平成22年3月17日）

1) コロニー雲仙における触法障害児者への取り組みに対する視察

コロニー雲仙では、矯正施設等からの退所者への支援だけでなく、日中支援、生活支援、相談・訪問介護・移動支援、介護保険と、障害者自立支援法の枠組みに沿った福祉的手立てが雲仙だけでなく長崎県全体に拡がり、地域の受け皿が徐々に網羅されている。それによって、更生保護施設『虹』に入所した犯罪を犯してしまった障害を持つ人々は、受け皿となる日中支援のメニュー（プログラム）から自分が好きな活動を選択できる幅がある。対象者はそれを入所期間中に体験しながら、心身の安定とともに、退所後の生活においても自己選択していく力を身に付けていくことも意図されている。職員らは対象者との関係性の構築を支援の基盤としており、入所の直接のきっかけは触法行為であったとしても、それまでに様々な被害を受けている可能性の高い対象者らは、心から安心できる居場所を確保したことが少ないという背景を重視している。

課題としては、効果測定等などが検証されていない支援プログラムが多いことである。例えば、生活介護事業として乗馬療法などの動物介在療法が実施されていて、それ自体は素晴らしいことなのであるが、それに参加した利用者の変化はすべて実施者の主観的評価

が多いことである。ただ、他の活動も同時に行われていることもあり、単体での効果研究枠組みを形成するのは難しいところもあると思われる。

また筆者が視察した施設では心理士が常勤で配置されているところではなく、そういった心理学の専門的視点が福祉学の専門的視点に加えられることで、よりよい変化を導けるのではないかと思われる点がいくつか見受けられた。対象者がいわゆる知的障害（MR）の方が多いこともあると思われるが、自閉症等の発達障害傾向を持つ方への支援が、ABAやTEACCHなどの学術的にスタンダードとなっている支援方法・理論が援用されていない側面もあり、発達臨床心理学的視点からさらなる工夫もできるだろう。具体的には、スケジュールなどの視覚的支援を効果的に使用するなどで、口頭では理解が難しい対象者への支援は経験での学習を待つよりもスムーズになるなどである。発達障害をもつ触法児者に対する支援においても、受け皿の広さや多さのために、補完できているので表面化はしていないと思われるが、施設内での個別スケジュールの掲示やコミュニケーション時に分かりやすい言葉掛けをするなどの工夫がなされることで、よりよい変化へとつながるであろう。今後は福祉と心理、両者の視点が相互に生かされることを期待したい。

2) 神奈川医療少年院

神奈川医療少年院では、対象者が発達障害や知的障害児者を中心としていることや従来からの風土もあると思われるが、常勤の精神科医や心理学的手法が矯正教育に生かされている。医学・心理学の最新知見も導入しやすい土壌となっていると感じられた。

神奈川医療少年院内での再犯や贖罪へのプログラムは、十分に工夫がなされ発達障害や知的障害児への専門的視点も導入されているが、24時間（強制的な）共同生活を行うといった、環境のために実施できているという側面も否めない。退所して地域で行うには、構造的に難しいプログラム内容も多い。すなわち、矯正教育という目的では当然かもしれないが、自ら犯した罪についてかなり直接的に直面化させるようなプログラムもあり、地域では継続して行うことが難しい内容だろう。地域に引き継いでいくための柔軟な工夫が求められる。さらに、発達障害を抱えている少年らの特徴として、研究によっては罪に対する内省が深まりにくいと報告されていることも多いが、矯正教育では当然かもしれないがそれを目的とした指導が行われている様子である。効果には個別性があるはずなので、そういった効果測定の差異を公布していくことも、地域と幅広く連携を結んでいくためには必要ではないだろうか。それによって、成果が見えにくい対象者への処遇プログラムについて、さらなる学術的研究が進む可能性もあるからである。一方で、直接話をお伺いすることができた神奈川医療少年院の精神科医である柁屋氏は、発達障害児者においても、全員ではないにしろ繰り返し贖罪を深める教育を実施することで、変化や効果が見られる場合も多いと話されていた。今後そういった結果の詳細な内容が公布されることも期待したい。こういったことが、退所後の再犯を防ぐ地域での受け皿として、支援の継続していく機関にも有意義である。本プロジェクトでの心理社会的サポートプログラムを作成する際にも大いに参考になるであろう。

以上から、神奈川医療少年院では、退所する方への福祉的視点が未成熟となっている部分があるといえる。つまり、柁屋氏も少年院の矯正教育の問題点として挙げているように、保護観察所との連携、地域との連携、医療の継続など、退所後への福祉的フォローへの引継ぎが少ないことが明らかとなっている。地域の理解の難しさもあると思われ、簡単に解決できる問題ではないが、社会全体で非行や触法少年への再犯防止に向けた支援ネットワ

ークが構築される必要があるだろう。

4. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況

本年度の成果としては、意見交換を行った愛知県警や弁護士会、医療機関などが本プロジェクトの背景となる現状について同様の問題意識を持っており、好意的に協力・連携を得られることが確認されたことである。現在は、触法少年らへの実態調査や文献研究、現状の取り組みを参考にして心理社会的サポートプログラムを作成していく段階にある。実際の社会的成果は、平成22年度に開設する相談窓口においてプログラムを実践していくことで展開していくと予想される。さらに今年度、地域の保護司との関係が構築されたことにより、平成22年度には保護司への研修が実施される予定である。保護観察中の少年らに対して、発達障害などの特性を踏まえた対応が必要であることが認識されることで、地域で支えるサポート・ネットワークの成長が見込まれる。

5. 研究開発実施体制

(1) 辻井グループ

- ① 辻井正次（中京大学社会学部教授／浜松医科大学子どものこころの発達研究センター客員教授）
- ② 実施項目：触法少年のサポートシステムとサポートプログラムの開発
 - a) プロジェクト全体の統括
 - b) 相談窓口開設に向けての準備とパンフレット作成
 - c) 関係諸機関との連絡・調整
 - d) 支援プログラム開発に関する文献研究や施設訪問

(2) 杉山グループ

- ① 杉山登志郎（あいち小児保健医療総合センター心療科、部長）
- ② 実施項目：医療機関での発達障害における触法につながるリスク要因の調査
 - a) 医療機関を受診した発達障害児童・青年の調査と解析

(3) 堀尾グループ

- ① 堀尾良弘（愛知県立大学健康福祉学部、准教授）
- ② 実施項目：少年鑑別所・少年院等入所少年の実態調査とサポートプログラムの検討
 - a) 触法・虞犯少年の調査と解析

(4) 笹竹グループ

- ① 笹竹英穂（志学館大学健康科学部、教授）
- ② 実施項目：コミュニティでの研修プログラムの開発
 - a) 研修プログラム実施に向けての保護司およびその関係者との関係構築

(5) 村上グループ

- ① 村上 隆（中京大学現代社会学部、教授）
- ② 実施項目：触法少年や医療機関での調査データの加工と解析

- a)既存の定型発達データベースを、触法少年との比較可能に修正を加える。
- b)特異的なデータの分析手法の検討

6. 研究開発実施者

“研究開発に参加したメンバー全員の名前、所属、役職、参加時期を記述して下さい。
 平成22年3月末までにメンバーから外れた方については、参加時期につき括弧内も記入
 してください。”

① サポート受け皿開発グループ（辻井G）

氏名	所属	役職
辻井 正次	中京大学現代社会学部／浜松医科大学子どもこころの発達研究センター	教授／客員教授
土屋 賢治	浜松医科大学子どもこころの発達研究センター	特任准教授
宮地 泰士	同上	特任助教
大西 彩子	同上	特任助教
望月 直人	同上	特任助教

② 医療機関調査・医療ケアシステム開発グループ（杉山G）

氏名	所属	役職
杉山 登志郎	あいち小児保健医療総合センター診療科	部長
中村 和彦	浜松医科大学	准教授
中島 俊思	浜松医科大学子どもこころの発達研究センター	特任助教
川上 ちひろ	名古屋大学大学院	博士課程学生

③ 触法少年調査・介入分析グループ（堀尾G）

氏名	所属	役職
堀尾 良弘	愛知県立大学健康福祉学部	准教授
大西 将史	浜松医科大学子ども のこころの発達研究 センター	特任助教
松本 かおり	同上	特任助教

④ コミュニティサポートシステム開発グループ（笹竹G）

氏名	所属	役職
笹竹 英穂	志学館大学健康科学部	教授
藤田 知加子	浜松医科大学子ども のこころの発達研究 センター	特任助教
須田 史朗	同上	特任助教

⑤ 介入効果解析グループ（村上G）

氏名	所属	役職
村上 隆	中京大学現代社会学部	教授
武井 教使	浜松医科大学子ども のこころの発達研究 センター	特任教授
谷 伊織	同上	特任助教

7. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

(1) 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）

口頭講演（国内会議 2件）

<口頭講演>

辻井正次（中京大学／浜松医科大学）：高機能広汎性発達障害児の触法行為に関する臨床的研究. 日本犯罪心理学会第47回大会（沖縄国際大学、2009年10月11 - 12日）

堀尾良弘（愛知県立大学）・糟谷光昭（金沢少年鑑別所）・土中幸宏（岐阜少年鑑別所）・雨宮靖樹（名古屋少年鑑別所）・笹竹英穂（中京女子大学）・辻井正次（中京大学／浜松医科大学）：非行少年の被害体験と非行性，日本犯罪心理学会第47回大会（沖縄国際大学、2009年10月11 - 12日）

(2) その他の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

①受け皿機関案内パンフレット：

「触法少年のための適応支援プログラム－本人と家族のための相談窓口－」

発行元：浜松医科大学子どもこころの発達研究センター

監修：辻井正次（中京大学／浜松医科大学）

発行日：2010年3月20日

(なお、パンフレットの詳細はPDFを別紙として添付するので、そちらを参照されたい。)